（証券コード8066）
2015年５月27日

株 主 各 位

福井市豊島一丁目３番１号
三谷商事株式會社
代表取締役社長　三 谷　 聡

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2015年６月10日（水曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　時**　2015年６月11日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
2. **場　所**　福井市豊島一丁目３番１号　三谷ビル11階会議室
3. **目的事項**

報告事項

1. 第98期（2014年４月１日から2015年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期（2014年４月１日から2015年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mitani-corp.co.jp/）に掲載させていただきます。

添付書類

事　　業　　報　　告

（2014年４月１日から2015年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過およびその成果

全般的な事業の概況

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は4,619億57百万円（前期比0.3％増）となりました。売上高につきましては、前期買収した半導体販売事業とシンガポールのアクリル板加工販売会社の売上高が新たに加わりましたが、主要商品のセメントや石油製品の販売数量が減少し、また原油価格の下落により石油製品の売上高が減少したことなどから、全体としては微増収となりました。

営業利益は、176億90百万円（前期比14.4％増）となり、経常利益は190億74百万円（前期比15.3％増）となりました。営業利益、経常利益につきましては、建設関連においてセメントの販売数量は減少しましたが、ゴンドラ事業の利益が前期を上回ったことや、新たにシンガポール子会社と青森県の風力発電事業の利益が加わったことや、退職給付費用や貸倒費用が減少したこと、また為替差益が発生したことなどから増益となりました。

特別損益におきましては、特別利益として62百万円計上し、特別損失として3億16百万円計上いたしました。

この結果、税金等調整前当期純利益は188億20百万円（前期比21.2％増）となり、当期純利益は106億35百万円（前期比22.1％増）となりました。

セグメント別の概況

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

〔情報システム関連事業〕

情報システム関連事業におきましては、売上高は379億95百万円（前期比0.8％増）となりました。

売上高につきましては、前期設立した情報機器販売子会社の売上高が新たに加わりましたが、ＸＰパソコンの入れ替え特需の反動減もあり、全体としては微増収となりました。営業利益につきましては、子会社において発生したパソコン等の横領事件の損失処理などがあり、前期と比べて減益となりました。

当事業部門につきましては、今後も引き続きサービスやソフトウェア、インターネット関連などの利益率の高い事業や、ストックビジネスなどの安定した事業を伸ばしていく方針であります。

〔企業サプライ関連事業〕

企業サプライ関連事業におきましては、売上高は3,061億81百万円（前期比1.3%増）となりました。

売上高につきましては、前期買収した半導体販売事業の売上高が加わったことやゴンドラ事業や建設資材の売上高が増えたことなどにより前期と比べて増収となりました。営業利益につきましては、退職給付費用が減少したことや、青森県で新たに風力発電所が稼働したことなどにより前期と比べて増益となりました。

当事業部門の主要商品であるセメントの国内需要（2015/3期：数量ベース：セメント協会）は、人手不足による工事の遅れなどにより前期比4.1%減と出荷数量の減少が続いております。当期も需要の減少が続く厳しい環境となることを予想しております。また、ガソリン、軽油、灯油、Ａ重油の4油種の国内需要（2015/3期：数量ベース：経済産業省）は、前期比4%前後の減少が続いておりますが、今後も数量の減少は続く見通しであり、次期も厳しい環境となることを予想しております。

〔生活・地域サービス関連事業〕

生活・地域サービス関連事業におきましては、売上高は1,177億81百万円（前期比2.6%減）となりました。

売上高につきましては、石油製品価格の下落や新車販売台数の減少などにより減収となりました。営業利益につきましては、金沢市で新築した介護施設の償却負担や北陸自動車道サービスエリアのレストラン改造費用が発生したことなどもあり、前期と比べて減益となりました。

セグメント別売上高実績表

部門＼項目	第97期 (2013/4～2014/3) 金額	第98期 (2014/4～2015/3) 金額	前期比増減額	前期比増減率
	百万円	百万円	百万円	%
情報システム関連事業	37,683	37,995	312	0.8
企業サプライ関連事業	302,228	306,181	3,953	1.3
生活・地域サービス関連事業	120,875	117,781	△3,094	△2.6
合計	460,787	461,957	1,170	0.3

(2) 企業集団の資金調達等の状況

① 資金調達

特記すべき事項はありません。

② 設備投資

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は62億95百万円であります。企業サプライ関連事業におきましては、投資金額は38億4百万円で、青森県において風力発電所の新設や、ゴンドラ事業の設備増強などを行いました。生活・地域サービス関連事業におきましては、投資金額は20億56百万円で、カーディーラーの新店舗開設、北陸道サービスエリアのレストランリニューアル、ケーブルテレビ事業のセットトップボックスの投資や、生コンクリート製造設備の増強等を行いました。

(3) 企業集団の財産および損益の状況

区分＼期別	第95期	第96期	第97期	**第98期**
	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	**2015年3月期**
売上高(百万円)	403,336	421,346	460,787	**461,957**
経常利益(百万円)	12,255	13,750	16,538	**19,074**
当期純利益(百万円)	6,399	7,806	8,709	**10,635**
１株当たり当期純利益(円)	232.37	284.00	319.94	**394.44**
純資産(百万円)	74,767	82,201	91,267	**100,767**
総資産(百万円)	177,576	190,856	188,761	**195,876**

(4) 企業集団が対処すべき課題

当社の事業は、ほとんどが日本国内に集中しており、今後人口が減少し需要が減っていく国内市場での売上がほとんどであります。グローバルでは、人口や需要も増加しており、グローバルで事業を伸ばしていくことが課題であります。また国内においても、時代の流れに合った国内事業を開拓していくことが課題であります。

グローバルでの展開におきましては、シンガポールでアクリル加工販売会社を買収したり、また画像処理システムの海外子会社を設立いたしました。今後も需要が伸びる国や地域に拠点を作るなど、海外での売上高を増やしていくことを目標としております。

新規事業におきましては、青森県で風力発電所（風車5基）を新設いたしました。茨城県（神栖市）の15基と合わせて20基となりました。今後も風力発電事業などの再生可能エネルギーなど時代の流れに合った新規事業にも取り組んでいきたいと考えております。

情報システム関連事業におきましては、需要は伸びる業界ではありますが、技術の進歩が早く、同業他社との競争も激しいことから、他社との差別化が図れるサービス・ソフトウェア・インターネット関連などの利益率の高い事業や、ストックビジネスなど安定した事業を伸ばしていくことを目標としております。

企業サプライ関連事業と生活・地域サービス関連事業におきましては、建設資材や石油製品の需要が今後も減少するなかで、同業他社との競争はますます激しくなり、市況も低迷していくものと予想されます。このような事業環境のなかで勝ち残る上位の会社になることや、他社に負けないコスト競争力を強化することを目標としております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
三谷コンピュータ株式会社	112	88	総合情報処理サービス
株式会社ケィティーエル	450	100	半導体等電子部品の販売
日本ビソー株式会社	175	65	ゴンドラ機械の製造･販売･レンタル
三谷リース株式会社	50	100	リース事業
福井ケーブルテレビ株式会社	600	35	ケーブルテレビ事業
鶴見石油株式会社	45	100	石油類の販売
クリーンガス福井株式会社	10	100	ガスおよび住宅設備機器の販売
株式会社ウィンド・パワー・いばらき	30	67	風力発電事業

（注）1. 上記の当社の出資比率には間接所有分は含まれておりません。間接所有しております会社および出資比率は次のとおりであります。
福井ケーブルテレビ株式会社９％
2. 福井ケーブルテレビ株式会社は支配力基準により連結の範囲に含めております。
3. 連結子会社は95社であり、また持分法適用会社は三谷セキサン株式会社であります。

(6) 企業集団の主要な事業セグメント

部門	主要な事業内容
情報システム関連事業	ソフトウェアの開発・販売、ハードウェアの販売、コンサルティングサービス、ネットワーク関連サービス、保守サービス、電子デバイスの開発・製造・販売など
企業サプライ関連事業	半導体の販売、建設資材・石油製品の販売、ゴンドラ機械の製造・販売・レンタル、リース事業、風力発電など
生活・地域サービス関連事業	ケーブルテレビ事業、インターネット事業、自動車の販売、生コンクリートの製造、ガソリンスタンドの経営、プロパンガスの販売、有料老人ホームの経営など

(7) 企業集団の主要な営業所および工場

当社	福井本社	福井市豊島一丁目３番１号(三谷ビル)
	東京本社	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号（丸の内北口ビルディング２階)
	事業部	建材(東京都千代田区)、エネルギー(東京都千代田区)、情報システム(福井市)、情報ソリューション(福井市)
	支社	北陸(福井市)、東京、関西(大阪市)、中部(名古屋市)、北関東（埼玉県)、東北(仙台市)
	支店･営業所	福井、嶺南（福井県)、金沢、富山、東京、横浜、小田原、千葉、北関東第一(埼玉県)、北関東第二(群馬県)、茨城、宇都宮、信越(長野県)、新潟、中越(新潟県)、大阪、神戸、京都、福知山、和歌山、田辺、奈良、滋賀、長浜、徳島、四国（香川県)、名古屋、岐阜、東濃(岐阜県)、静岡、浜松、三島、山梨、三重、豊橋、豊田、仙台、盛岡、青森、札幌、福島、白河、広島、福岡、鹿児島
三谷コンピュータ株式会社	本社	福井県坂井市
株式会社ケィティーエル	本社	東京都港区
	海外	KTL Corporation USA KTL(Singapore)Pte.Ltd. KTL(Shanghai)Corpration KTL Hong Kong Co.Ltd. KTL Semiconductors(Thailand)Co.Ltd.
日本ビソー株式会社	本社	東京都港区
	工場	長崎県西彼杵郡
三谷リース株式会社	本社	福井市
福井ケーブルテレビ株式会社	本社	福井市
鶴見石油株式会社	本社	横浜市
クリーンガス福井株式会社	本社	福井市
株式会社ウィンド・パワー・いばらき	本社	茨城県神栖市
株式会社ウィンド・パワー	本社	茨城県神栖市
睦栄風力発電㈱	本社	青森県上北郡
Mitani Singapore Holdings Pte.Ltd.	本社	シンガポール
Dama Trading Pte.Ltd.	本社工場	シンガポール

(8) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,044名（669名）	16名減（57名増）

（注） 上記従業員は、正社員であり、契約社員は（ ）内に外数で記載しております。

(9) 企業集団の主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
	百万円
株式会社日本政策投資銀行	3,750
株式会社三井住友銀行	3,728
株式会社福井銀行	2,259

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　46,000,000株
(2) 発行済株式の総数　31,602,137株
(3) 当事業年度末の株主数　2,451名
(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
一般財団法人三谷進一育英会	2,249	8.30
三谷セキサン株式会社	2,217	8.18
三谷土地ホーム株式会社	1,832	6.76
三親会	1,689	6.23
三谷設備株式会社	1,150	4.24
第一生命保険株式会社	1,076	4.07
東京海上日動火災保険株式会社	1,076	3.97
三谷宏治	946	3.49
三谷聡	818	3.01
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	782	2.88

（注）1. 持株比率は、自己株式（4,512千株）を控除して計算しております。
2. 持株比率のパーセントは、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

2014年６月13日開催の取締役決議による新株予約権

新株予約権の払込金額　　払込を要しない

新株予約権の行使価額　　1個につき100円

新株予約権の行使条件　　新株予約権者は、割当から権利行使時まで継続して当社の取締役であることを要する。
新株予約権者が死亡した場合は、死亡時から1年間に限り、相続人で定められて者がこれを行使することができるものとする。

新株予約権の行使期間　　2014年７月２日～2044年７月１日

当社役員の保有の状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	86個	普通株式8,600株	1人

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地　　位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	三谷　　聡		
専務取締役	山本良孝	企画･管理担当	
常務取締役	山本克典	財務担当	
取　締　役	菅原　　実		菅原工芸硝子㈱代表取締役会長 ㈱九十九里自動車教習所代表取締役
取　締　役	佐野俊和		コマツサービスエース㈱代表取締役社長 福井小松フォークリフト㈱代表取締役社長
常勤監査役	藤井智文		
監　査　役	山崎幸雄		福井テレビジョン放送㈱取締役会長
監　査　役	多田順子		

（注）　取締役佐野俊和氏は社外取締役であり、また同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。監査役山崎幸雄氏および多田順子氏は、社外監査役であります。

(2) 執行役員

（※は取締役兼務者であります。）

地位	氏名	担当
※社長執行役員	三谷　聡	
※専務執行役員	山本良孝	企画・管理担当
専務執行役員	北川光太郎	実数管理遂行兼特命事項担当
専務執行役員	山岸憲一	エネルギー事業部長兼東京支社・東北支社・北関東支社担当兼特命事項担当
常務執行役員	長谷俊和	東京支社長
※常務執行役員	山本克典	財務部長
常務執行役員	柏　治男	中部支社長兼関西支社長兼北陸支社担当
執行役員	黒川利一	北陸支社長兼福井支店長(建材)
執行役員	井上一善	建材営業担当
執行役員	佐藤　亨	
執行役員	後　淳也	情報ソリューション事業部長
執行役員	山崎貞人	情報システム事業部長兼福井支店長(情報)

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役の報酬等の総額は303百万円（支給人数5名）、監査役の報酬等の総額は17百万円（支給人数3名）であります。（なお、報酬等の額には当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額、および取締役にストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を含んでおります。）

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役佐野俊和氏は、コマツサービスエース株式会社および福井小松ファークリフト株式会社の代表取締役社長であります。コマツサービスエース株式会社および福井小松ファークリフト株式会社と当社の間には建設機械等の仕入や石油製品等の売上取引があります。

社外監査役山崎幸雄氏は、福井テレビジョン放送株式会社の取締役会長であります。福井テレビジョン放送株式会社と当社の間には情報機器販売等の売上取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役佐野俊和氏は、当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、取締役会において疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べ

ております。
社外監査役山崎幸雄氏は、当事業年度開催の取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席し、取締役会においては、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べております。また、監査役会においては、監査意見について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役多田順子氏は、当事業年度開催の取締役会12回および監査役会12回のすべてに出席し、取締役会においては、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べております。また、監査役会においては、監査意見について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③　社外役員の報酬等の総額

当事業年度に係る社外役員3名の報酬等の総額は7百万円であります。(なお、報酬等の額には当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。)

④　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当社の社外取締役および各社外監査役は、同法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限定としております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①　当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	20百万円
②　当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	20百万円

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、その他職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

６．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容と概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、役員および従業員に対して、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを求め、またこれらのコンプライアンスに係ることについて社員研修等の実施を通して周知徹底を図る。また、法令上疑義のある行為について、従業員が直接、管理担当役員に情報提供を行う体制をとることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令や社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドライン等を制定する。

また、工場においては、環境面、労働安全衛生面、品質面を管理し、リスクの防止に取り組むこととする。

万一不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し担当する本部長を決め、各部門の責任者および顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーにより構成するチームを組織し、迅速な対応を行い、リスクの拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催するものとする。

また、専務以上で構成される経営幹部会を週に１度開催し、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員規程、組織規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定めることとする。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ会社における業務の適正を確保するため、取締役はグループ会社において法令違反を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとするとともに、是正するものとする。グループ会社の経営管理については、各社の自主

性を尊重する一方で、子会社管理規程に従い、当社への決裁や報告を行うこととする。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容を速やかに報告するものとする。また、前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する体制を整える。

7．株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付行為（(3) において定義されます。）の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要な十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが専門商社として業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくために

は、当社の企業価値の源泉である①当社グループの総合力、②優良な顧客資産、③開拓者精神を核心とする企業風土と健全な財務体質を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付行為に応じるべきか否かを判断するに際し、必要十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で、熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提案するために必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、さらには、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、このような者による大量買付行為に対しては、当社が必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値をさらに向上させるために、既存の勝ち組事業においても絶え間ないコストダウンを図りながら、同業他社に負けないようトップシェアを目指しております。また、既存の地域や市場に固執せず、「開拓者精神」をいかんなく発揮し、新たな市場や未開拓の地域へ進出することにより、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

新規事業におきましては、茨城県の洋上風力発電施設15基に続き、新たに青森県にて陸上風力発電施設５基が2014年11月から稼働しております。

次に、太陽光発電事業に参入いたしました。兵庫県にてメガソーラー（大規模太陽光発電所）が2014年2月から稼働しております。

また、需要が増え、経済成長してゆく海外での事業への取組みも進め、グローバル化に対応する所存であります。2013年10月にビジュアルシステム部門が

シンガポールに進出し、2013年12月にはシンガポールにて子会社の設立と同時にプラスチック製品加工販売会社を譲受けております。

基本方針としましては、グループ全体の有形無形の経営資源を分散させず、各事業や各地域にこれらを最適な方法により配分し、無駄のない、コストの低い、効率の良い事業活動を進めてまいります。また、当社は、市場や顧客の変化に迅速に対応し、「お客様第一」をモットーに、お客様に喜ばれるような提案や価格を提供することにより、それぞれの地域や業界においてシェアを高めていきます。このような企業活動により、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を図ってまいります。

当社において、コーポレート・ガバナンスの強化としては、これまでに以下の施策を行ってまいりました。

当社は、2001年６月27日開催の当社取締役会において、執行役員制度の導入を決定するとともに、同日の定時株主総会において取締役の人数を15名から11名（現在は５名うち社外取締役１名）に削減し、迅速かつ機動的な経営判断を行える体制としました。併せて、当社は株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、当社の取締役の任期を２年から１年に短縮しております。また、専務以上で構成される経営幹部会を原則として毎週１回開催し、業務執行に関する重要事項の審議等を行っております。

さらに、当社は、内部監査部門として監査室を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況などを定期的に監査しております。これに加え、内部統制の整備・充実に着手しております。

これらの業務執行の迅速性および機動性の強化と経営監視機能の強化により、効率的かつ透明性の高い企業経営を実現していきます。

当社は、コーポレート・ガバナンスとしての内部統制システム等の整備・構築およびコンプライアンス体制の充実にも積極的に取り組んでおり、今後はより一層のガバナンスの強化・充実に取り組んでいく所存であります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2014年５月13日開催の当社取締役会および2014年６月13日開催の当社第97回定時株主総会の各決議に基づき、2011年６月16日に導入した「当社株式の大量買付行為への対応策」（買収防衛策）の内容を一部改定した上で更新いたしました。（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保す

るため、大量買付者には、取締役会評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施の可否について決議を行うまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否か、および、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下の①ないし③のいずれかに該当しまたはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得

③ 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。

次に、大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します。当社取締役会は、当該期間内に、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができます。当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、情報開示を行います。

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討等を行い、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間内に新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施に関する会社法上の機関としての決議または株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。新株予約権無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた１円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会または株主総会が新株予約権無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての中止または変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2014年６月13日開催の定時株主総会においてその更新が承認されたことから、当該定時株主総会の日から３年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、独立委員会の承認を得た上で、本プランの内容を変更する場合があります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www. mitani-corp.co.jp/ir/2014051304.pdf）に掲載する2014年５月13日付プレスリリースをご覧ください。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(2) に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2) に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方

針に沿うものです。
　また、(3) に記載した本プランも、(3) に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができるとされていること、本プランの有効期間は３年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注）　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2015年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	**145,870**	**流動負債**	**80,701**
現金及び預金	46,460	支払手形及び買掛金	59,237
受取手形及び売掛金	82,959	短期借入金	3,581
リース投資資産	2,088	未払法人税等	3,739
たな卸資産	8,437	賞与引当金	2,248
繰延税金資産	2,908	その他	11,895
その他	6,507	**固定負債**	**14,407**
貸倒引当金	△3,490	長期借入金	9,760
固定資産	**50,005**	退職給付に係る負債	1,595
有形固定資産	**36,198**	役員退職慰労引当金	1,030
建物及び構築物	11,059	事業整理損失引当金	171
機械装置及び運搬具	11,471	その他	1,849
工具器具及び備品	2,319	**負債合計**	**95,109**
土地	11,138	(純資産の部)	
その他	210	**株主資本**	**89,896**
無形固定資産	**2,167**	**資本金**	**5,008**
のれん	1,003	**資本剰余金**	**5,687**
その他	1,164	**利益剰余金**	**82,531**
投資その他の資産	**11,638**	**自己株式**	**△3,331**
投資有価証券	7,046	**その他の包括利益累計額**	**913**
繰延税金資産	378	**その他有価証券評価差額金**	**627**
その他	4,271	**為替換算調整勘定**	**28**
貸倒引当金	△57	**退職給付に係る調整累計額**	**256**
		新株予約権	**17**
		少数株主持分	**9,939**
		純資産合計	**100,767**
資産合計	**195,876**	**負債・純資産合計**	**195,876**

連結損益計算書

（自 2014年４月１日
至 2015年３月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**461,957**
売上原価		**418,192**
売上総利益		**43,765**
販売費及び一般管理費		**26,074**
営業利益		**17,690**
営業外収益		**1,975**
受取利息及び配当金	133	
その他	1,842	
営業外費用		**591**
支払利息	104	
その他	486	
経常利益		**19,074**
特別利益		**62**
固定資産売却益	18	
その他	44	
特別損失		**316**
固定資産売却・除却損	120	
その他	195	
税金等調整前当期純利益		**18,820**
法人税、住民税及び事業税		**6,891**
法人税等調整額		**370**
少数株主損益調整前当期純利益		**11,558**
少数株主利益		**922**
当期純利益		**10,635**

連結株主資本等変動計算書

（自 2014年４月１日 至 2015年３月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	5,008	5,636	72,968	△2,075	81,538
会計方針の変更による累積的影響額	―	―	△193	―	△193
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,008	5,636	72,775	△2,075	81,344
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	―	―	△876	―	△876
当期純利益	―	―	10,635		10,635
自己株式の取得	―	―	―	△1,275	△1,275
自己株式の処分	―	51	―	19	70
連結範囲の変動	―	―	△2	―	△2
その他	―	―	―	0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	―	―	―	―	―
連結会計年度中の変動額合計	―	51	9,756	1,256	8,552
当期末残高	5,008	5,687	82,531	△3,331	89,896

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		百万円
当期首残高	341	5	321	668	―	9,060	91,267
会計方針の変更による累積的影響額	―	―	―	―	―	―	△193
会計方針の変更を反映した当期首残高	341	5	321	668	―	―	91,074
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	―	―	―	―	―	―	△876
当期純利益	―	―	―	―	―	―	10,635
自己株式の取得	―	―	―	―	―	―	△1,275
自己株式の処分	―	―	―	―	17	―	88
連結範囲の変動	―	―	―	―	―	―	△2
その他	―	―	―	―	―	―	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	285	23	△65	244	―	879	1,123
連結会計年度中の変動額合計	285	23	△65	244	17	879	9,693
当期末残高	627	28	256	913	17	9,939	100,767

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　95社

主要な連結子会社名：三谷コンピュータ㈱、㈱ケィティーエル、日本ビソー㈱、三谷リース㈱、福井ケーブルテレビ㈱、鶴見石油㈱、クリーンガス福井㈱、㈱ウィンド・パワー・いばらき、㈱ウィンド・パワー

(2) 連結の範囲から除外した理由

非連結子会社（三谷データサービス㈱他36社）は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数　１社　　会社名：三谷セキサン㈱

(2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社（㈱アストモスガスセンター福井他12社）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Mitani Singapore Holdings Pte.LtdとDama Trading Pte.Ltdの決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券　時価のあるもの…　決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…　移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	８～50年
機械装置及び運搬具	３～15年
工具器具及び備品	５～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理に

よっております。
(3) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率に基づく繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。法人税法の繰入限度額を超過した分については有税にて引当しております。
② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
③ 役員退職慰労引当金
当社および一部の連結子会社は、役員の退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
④ 事業整理損失引当金
当社または連結子会社が行う事業およびそれに関する土地などの資産について、将来負担することが見込まれる損失見込額を計上しております。なお、土地の評価については、固定資産税評価額、収益還元価格または鑑定評価額などをもとにして、見込まれる損失額を有税にて計上しております。
(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
① 退職給付に係る会計処理の方法
・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
・数理計算上の差異および過去勤務費用の処理方法
数理計算上の差異および過去勤務費用は主として1年で費用処理しております。
② 収益および費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
ソフトウェアの受託制作および工事契約に係る売上高および売上原価の計上基準
・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受託制作
工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。
・その他の受託制作
工事完成基準を採用しております。
③ 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債並びに収益および費用は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
④ のれんの償却方法および償却期間
のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。
⑤ 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　2015年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に揚げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準

から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度間の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が299百万円減少し、利益剰余金が193百万円減少しております。なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

１．担保資産および担保付債務

担保に供している資産	定期預金	65百万円
	建物及び構築物	613百万円
	機械装置及び運搬具	1百万円
	土地	652百万円
	投資有価証券	288百万円
	計	1,620百万円
上記担保に対応する債務	支払手形及び買掛金	10,905百万円
	短期借入金	581百万円
	長期借入金	349百万円
	計	11,835百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　36,198百万円

３．保証債務

下記の会社の仕入債務等についてそれぞれ下記の金額の保証を行っております。

大阪セメント卸協同組合	20百万円
三菱マテリアルトレーディング㈱	5百万円
計	25百万円

４．受取手形裏書譲渡高　134百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行株式数の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	31,602,137株	―	―	31,602,137株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2014年６月13日定時株主総会	普通株式	467百万円	17.00円	2014年３月31日	2014年６月16日
2014年11月13日取締役会	普通株式	409百万円	15.00円	2014年９月30日	2014年12月８日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発効日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2015年６月11日定時株主総会	普通株式	568百万円	利益剰余金	21.00円	2015年３月31日	2015年６月12日

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、それぞれの事業の投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で５年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用管理規程に従い、営業債権および長期貸付金について、財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の信用管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

外貨預金については、財務部が経営幹部会の承認を得て行っており、実績は取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が常時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2015年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 （単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	46,460	46,460	―
(2) 受取手形及び売掛金	82,959	82,959	―
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,486	5,486	―
資産計	134,907	134,907	
(1) 支払手形及び買掛金	59,237	59,237	―
(2) 短期借入金	3,581	3,581	―
(3) 長期借入金	9,760	9,814	53
負債計	72,579	72,633	53

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資産(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(3) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価については、その他有価証券のうち株式は取引所の価格によるものと持分法を適用した場合の持分によっております。
負債(1) 支払手形及び買掛金、ならびに(2) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(3) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,559百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
3,061百万円	3,638百万円

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 連結決算日における時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　3,390円13銭

２．１株当たり当期純利益　394円44銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2015年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	**112,406**	**流動負債**	**62,490**
現金及び預金	30,520	支払手形及び買掛金	51,734
受取手形及び売掛金	62,548	1年以内返済返済予定の長期借入金	613
商品及び製品	1,091	未払法人税等	2,451
繰延税金資産	2,073	賞与引当金	1,240
関係会社短期貸付金	15,964	その他	6,454
その他	4,036	**固定負債**	**6,230**
貸倒引当金	△3,827	長期借入金	4,475
固定資産	**29,040**	役員退職慰労引当金	806
有形固定資産	**8,278**	事業整理損失引当金	171
建物	1,729	その他	777
構築物	454	**負債合計**	**68,721**
機械及び装置	475	(純資産の部)	
土地	5,233	**株主資本**	**72,258**
その他	386	**資本金**	**5,008**
無形固定資産	**300**	**資本剰余金**	**5,687**
ソフトウェア	177	資本準備金	5,634
その他	122	その他資本剰余金	53
投資その他の資産	**20,461**	**利益剰余金**	**64,777**
投資有価証券	1,949	**利益準備金**	**1,252**
関係会社株式	9,935	**その他利益剰余金**	**63,525**
関係会社長期貸付金	6,769	配当積立金	600
その他	1,847	研究開発積立金	500
貸倒引当金	△40	別途積立金	49,900
		繰越利益剰余金	12,525
		自己株式	**△3,215**
		評価・換算差額等	**449**
		その他有価証券評価差額金	**449**
		新株予約権	**17**
		純資産合計	**72,725**
資産合計	**141,446**	**負債・純資産合計**	**141,446**

損益計算書

（自 2014年４月１日
至 2015年３月31日）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**364,419**
売上原価		**344,276**
売上総利益		**20,143**
販売費及び一般管理費		**8,085**
営業利益		**12,058**
営業外収益		**3,959**
受取利息及び配当金	3,176	
その他	782	
営業外費用		**580**
支払利息	226	
その他	354	
経常利益		**15,437**
特別利益		**7**
投資有価証券売却益	7	
その他	0	
特別損失		**79**
固定資産売却・除却損	49	
その他	29	
税引前当期純利益		**15,365**
法人税、住民税及び事業税		**4,702**
法人税等調整額		**123**
当期純利益		**10,538**

株主資本等変動計算書

（自 2014年４月１日 至 2015年３月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	5,008	5,634	1	5,636
会計方針の変更による累積的影響額	―	―	―	―
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,008	5,634	1	5,636
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立	―	―	―	―
剰余金の配当	―	―	―	―
当期純利益	―	―	―	―
自己株式の取得	―	―	―	―
自己株式の処分	―	―	51	51
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	―	―	―	―
事業年度中の変動額合計	―	―	51	51
当期末残高	5,008	5,634	53	5,687

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
		配当積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	1,252	600	500	44,900	8,031	55,283
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△167	△167
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,252	600	500	44,900	7,863	55,115
事業年度中の変動額						
別途積立金の積立	—	—	—	5,000	△5,000	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△876	△876
当期純利益	—	—	—	—	10,538	10,538
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	5,000	4,661	9,661
当期末残高	1,252	600	500	49,900	12,525	64,777

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	△1,959	63,968	266	266	—	64,235
会計方針の変更による累積的影響額	—	△167	—	—	—	△167
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,959	63,800	266	266	—	64,067
事業年度中の変動額						
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△876	—	—	—	△876
当期純利益	—	10,538	—	—	—	10,538
自己株式の取得	△1,275	△1,275	—	—	—	△1,275
自己株式の処分	19	70	—	—	17	88
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	182	182	—	182
事業年度中の変動額合計	△1,256	8,457	182	182	17	8,657
当期末残高	△3,215	72,258	449	449	17	72,725

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

(2) その他有価証券　　時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	８～50年
構 築 物	７～45年
機械及び装置	３～15年
そ の 他	５～15年

(2) 無形固定資産……定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率に基づく繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。法人税法の繰入限度額を超過した分については有税にて引当しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（１年）により翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 事業整理損失引当金

当社または連結子会社が行う事業およびそれに関する土地などの資産について、将来負担することが見込まれる損失見込額を計上しております。なお、土地の評価については、固定資産税評価額、収益還元価格または鑑定評価額などをもとにして、見込まれる損失額を有税にて計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの受託制作に係る売上高および売上原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受託制作

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。

(2) その他の受託制作

工事完成基準を採用しております。

６．のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。

７．その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　2012年5月17日。以下「退職給付会計規準」という。）および「退職給付に関する計計基準の適用指針」（企業会計規準適用指針第25号　2015年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計規準第35項本文および退職給付会計適用指針第67項本文に揚げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更いたしました。

退職給付会計規準等の適用については、退職給付会計規準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が260百万円増加し、繰越利益剰余金が167百万円減少しております。なお、退職給付引当金は前払年金費用と相殺しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

１．担保資産および担保付債務

担保に供している資産	定期預金	15百万円
	建物	25百万円
	土地	47百万円
	投資有価証券	110百万円
	関係会社株式	178百万円
	計	376百万円
上記担保に対応する債務	買掛金	10,819百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　4,192百万円

３．関係会社に対する債権債務

	短期金銭債権	25,456百万円
	長期金銭債権	6,769百万円
	短期金銭債務	3,970百万円

４．保証債務

下記の会社の銀行借入金について保証を行っております。

㈱ウィンド・パワー・いばらき	1,464百万円
さかいケーブルテレビ㈱	443百万円
計	1,907百万円

下記の会社の仕入債務等に保証を行っております。

東京建販㈱	30百万円
中京建販㈱	20百万円
その他（2社）	10百万円
計	60百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	80,961百万円
仕入高	24,008百万円
営業取引以外の取引高	1,081百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,075,553株	470,896株	34,200	4,512,249株

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金および未払賞与の損金不算入額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用であります。

関連当事者との取引に関する注記

１．子会社および関連会社等　（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ケィティーエル	所有 直接100.0%	兼任２人	資金の貸付（注１）	6,714	関係会社短期貸付金	6,850
				利息の受取（注２）	104		
子会社	㈱ウィンド・パワー	所有 直接51.0%	兼任２人	資金の貸付（注１）	4,034	関係会社短期貸付金	387
				利息の受取（注２）	92	関係会社長期貸付金	3,479
子会社	睦栄風力発電㈱	所有 直接100.0%	兼任２人	資金の貸付（注１）	3,080	関係会社短期貸付金	216
				利息の受取（注２）	44	関係会社長期貸付金	3,290
子会社	㈱ウィンド・パワー・いばらき	所有 直接66.7%	兼任２人	債務保証（注３）	1,563	―	―
				債務保証料（注４）	3		

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）１．資金の貸付の取引金額は、期中平均残高を記載しております。

２．資金の貸付金利につきましては、市場金利等を勘案しております。

３．㈱ウィンド・パワー・いばらきの銀行借入に対して当社が債務保証を行っております。債務保証の金額は、期中平均残高を記載しております。

４．債務保証料につきましては、一般市場の債務保証料等を勘案しております。

２．役員および個人主要株主等

役員の近親者であり、当社相談役であります三谷宏治氏につきましては、当事業年度において50百万円の相談役報酬を支払っております。なお、同氏の当社に対する議決権の所有割合は直接のもののみで3.4%になります。

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）三谷宏治氏は、当社の代表取締役を経験しており、長年にわたる経営の経験から経営陣への様々な助言を行う目的から、相談役を委嘱しております。報酬額については、委託する業務の内容等を勘案し、協議し決定しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　2,683円93銭

２．１株当たり当期純利益　　386円50銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書（連結）　謄本

独立監査人の監査報告書

2015年５月12日

三谷商事株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高　木　　勇　　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　和　田　淳　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三谷商事株式会社の2014年４月１日から2015年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三谷商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書（個別）　謄本

独立監査人の監査報告書

2015年５月12日

三谷商事株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高　木　　勇　　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　和　田　淳　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三谷商事株式会社の2014年４月１日から2015年３月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書(連結・個別)　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2014年４月１日から2015年３月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役会等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書につき検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

2015年５月13日

三谷商事株式会社　監査役会

常勤監査役　藤 井 智 文　㊞

社外監査役　山 崎 幸 雄　㊞

社外監査役　多 田 順 子　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

当社の利益配分に関する基本方針は、中長期的な観点から安定的に配当することを基本とし、将来の事業展開と経営体質の強化に備えて必要な内部留保を確保しながら、業績の状況を総合的に勘案して決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、上記方針および諸般の状況を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金21円　　総額　568,887,648円

これにより、中間配当金（１株につき金15円）と合わせまして、年間配当金は１株につき金36円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2015年６月12日

2.　剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　7,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　7,000,000,000円

第２号議案　取締役５名選任の件

本株主総会終結の時をもって、現在の取締役全員（５名）の任期が満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	三谷　聡（みたに　あきら） (1962年８月28日生)	1984年２月　当社取締役 1989年２月　当社専務取締役 1989年11月　当社取締役副社長 1994年12月　三谷セキサン㈱代表取締役社長 1995年１月　当社取締役 1998年６月　当社代表取締役社長（現在）	818,500株
2	山本良孝（やまもと　よしたか） (1947年10月25日生)	1970年４月　当社に入社 1988年12月　Spectron, Inc. 取締役会長 1993年12月　同社取締役会長兼社長兼ＣＥＯ 1998年６月　当社取締役 1999年６月　当社常務取締役 2002年６月　当社専務取締役、企画・管理担当（現在）	28,001株
3	山本克典（やまもと　かつのり） (1952年９月13日生)	1975年４月　当社に入社 1995年４月　当社経営企画室長 1997年４月　当社人事部長 1999年４月　当社財務部長 2001年６月　当社執行役員財務部長 2006年６月　当社常務執行役員財務部長 2012年６月　当社常務取締役財務部長、財務担当（現在）	38,870株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	菅原（すがはら） 実（みのる） (1940年１月17日生)	1965年３月　菅原工芸硝子㈱取締役千葉工場長 1992年６月　当社取締役（現在） 1995年10月　㈱九十九里自動車教習所代表取締役（現在） 1997年３月　菅原工芸硝子㈱代表取締役社長 2012年10月　菅原工芸硝子㈱代表取締役会長（現在） （重要な兼職の状況） 菅原工芸硝子㈱　代表取締役会長 ㈱九十九里自動車教習所　代表取締役	10,000株
5	佐野（さの） 俊和（としかず） (1962年６月７日生)	1992年３月　コマツ福井㈱（現コマツサービスエース㈱）専務取締役 2001年５月　同社代表取締役社長（現在） 2006年６月　当社取締役（現在） 2010年６月　福井小松フォークリフト㈱代表取締役社長（現在） （重要な兼職の状況） コマツサービスエース㈱　代表取締役社長 福井小松フォークリフト㈱　代表取締役社長	0株

（注）1.　当社は、菅原工芸硝子㈱、コマツサービスエース㈱および福井小松フォークリフト㈱と取引関係があります。

2.　佐野俊和氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。

3.　佐野俊和氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としてのこれまでの実績と企業経営に関する高い見識を有していることから、当社の社外取締役に適任と判断したためであります。

4.　佐野俊和氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって９年であります。

5.　当社は佐野俊和氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める金額であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

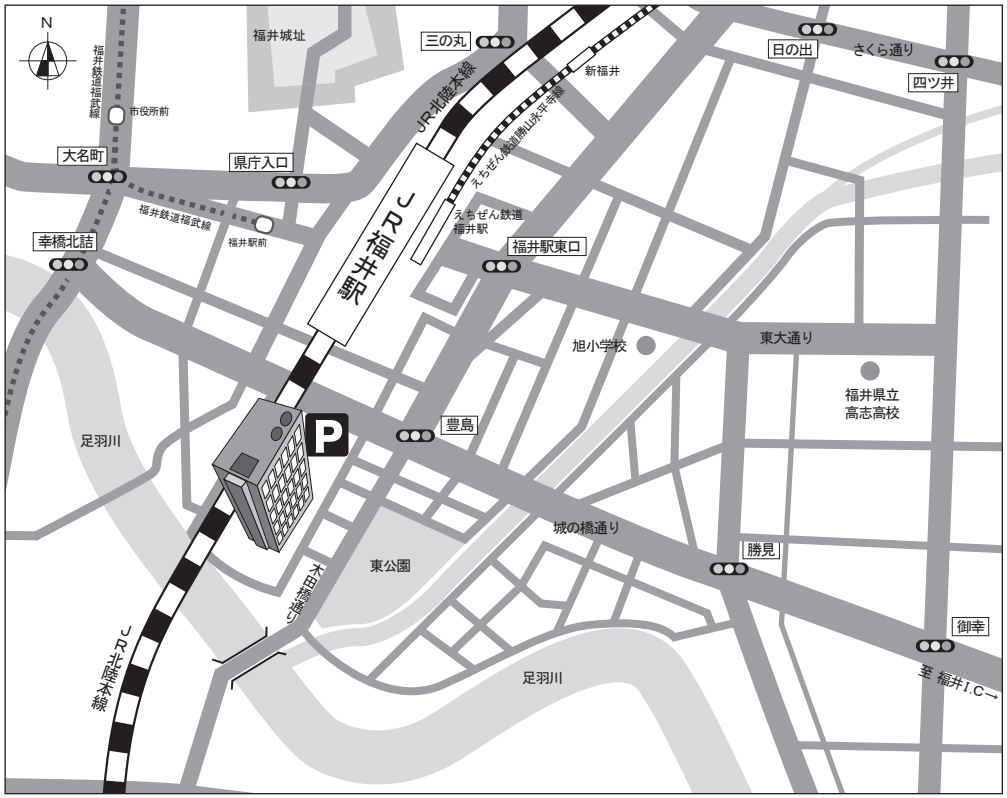
〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場 ご案内図

【交通のご案内】
- 北陸自動車道 福井インターより車で 15 分
- JR 福井駅より徒歩 10 分

福井本社／〒910-8510　福井県福井市豊島 1-3-1(三谷ビル)　TEL.(0776)20-3111 (代)



三谷商事株式会社

http://www.mitani-corp.co.jp/



MITANI CORPORATION